



緑づくりへの寄付 中頓別小学校緑の募金

6月7日、中頓別町役場で、中頓別小学校で集めた緑の募金が生徒から遠藤副町長へ手渡されました。



4月27日から5月31日までの期間で募金活動が行われ、合計5,795円の寄付が集まりました。集められた募金は、公園への記念植樹事業など、町の様々な「緑化活動支援事業」に活用されています。

どなたでもOK! ドッグラン開設

6月7日、社会福祉法人 宗谷福祉会特別養護老人ホーム長寿園にドッグランが開設されました。



ドッグランは、愛犬を遊ばせたり、運動させたり、ストレス解消や運動不足の解消ができます。開設時期は、6月から10月までで、入場料は無料です。町内外から来られている方もいますので、遊びに来てください。

心をひとつに 中頓別中学校運動会

6月11日、中頓別中学校で、運動会が行われました。



当日は、25人の生徒が紅組と青組に別れ、100m走やタイヤ転がしリレー、盗賊が行く、全校よさこい、1,500m全員リレーなどが行われました。盗賊が行くでは、各チーム作戦を練り、声を掛け合って協力して競技を行いました。今年は青組が総合優勝しました。

弁護士の活用方法を考える 法律講演会の開催

6月15日、中頓別町役場で法律講演会が開催されました。



講師として、オホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所 所長 阿野 洋志 弁護士が招かれ、「弁護士の活用方法」と題して、クーリングオフ制度や過払い金詐欺、投資詐欺などについての弁護士の活用の仕方などが話されました。参加された24人の町民の方は、熱心に聞いていました。



新しい学校づくりを考える 新しい学びの場をみんなで考える会議開催

6月16日、認定こども園で新しい学びの場を考える会議が行われました。

当日は、多くの子ども達や大人までの学校関係者などが訪れ、新しい学校づくりの学びの場づくりやこれまでの施設検討の内容、進捗状況を皆で共有しました。現在、より機能的にするために学校機能だけではなく、生涯学習機能も併せて建設を行う



なかとんのいまむかし 「くらし」座談会開催

6月16日、旧松田商店1階部分でなかとん「くらし」座談会が行われました。

中頓別版コモンズ形成事業の1つとして行われ、北海道大学地域科学研究室の学生が町民9名の生活史を「聞き書き 中頓別」としてまとめました。ヒアリングを行った学生からは、知らないことが多く難しかったななどと話されました。



4年ぶりの開催 敏音知岳登山マラソン

6月18日、道の駅ピンネシリで、敏音知岳山開きが行われました。

当日はあいにく雨が降っていましたが、4年ぶりに敏音知岳登山マラソンが開催され、たくさんの方が参加し、登山を楽しんでいました。また、道の駅では焼き鳥やたこ焼きなどが販売され、多くの人が足を運び楽しんでいました。





国民年金の納付について

国民年金の保険料の納付期限は法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。

納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので忘れずに納めましょう。

経済的に納付が難しい場合は免除などの申請が可能です。保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されるので未納のままにせず手続きを行いましょう。

令和5年度の国民年金保険料

令和5年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,520円です。

納付方法

納付方法は3つあります。

• 口座振替での納付

金融機関や年金事務所の窓口にて備え付けている依頼書に必要事項を記入し提出してください。記入の際に基礎年金番号のわかるものや口座番号のわかる通帳など、届出印が必要になります。

前納割引制度を利用する場合は口座振替納付が1番お得になります。

• クレジットカードでの納付

クレジットカードから継続的に納付する方法で前納も可能です。申出書に必要事項を記入し年金事務所に提出してください。

1度申込すると被保険者から辞退の申出がない限りクレジットカード納付を継続します。利用限度額や有効期限に注意してください。

• 納付書での納付

納付書を使用し、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付にて納付する方法です。自分で納付する必要があるため納付期限に注意が必要です。

Pay-easyを利用するとお手持ちのスマートフォンやパソコンで夜間や休日にも納付を行うことができます。

納付書がお手元がない場合は年金事務所に連絡をしてください。



詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、
稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-74-1000)
または日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 住民グループ (01634-8-7660)



不法投棄について

所定の方法以外で廃棄物を捨てることは、法律で禁じられており、「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」が科せられます。

不法投棄は近隣の迷惑になることはもちろん、環境にも大きな影響をあたえますので、絶対にやめましょう。

町では不法投棄者が判明した場合は、投棄者自身で撤去するよう指導していますが、悪質な場合は警察へ通報しています。

先日も不法投棄があり、町職員がゴミ袋（大）で6袋分を回収しています。

投棄者が不明の場合は、土地所有者や管理者が撤去することとなりますので、土地所有者や管理者の皆さんは、みだりに廃棄物が捨てられないよう、定期的な巡回や草刈りなど所有地の適正な管理をお願いします。



お問い合わせ 総務課住民グループ 一般廃棄物担当 (01634-8-7660)

ごみ分別について「豊」

ごみ回収業者（振興公社）は、ゴミステーションに入れてある、ごみ袋または、粗大ごみについて、分別表に沿ったものでなければ回収いたしませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、近年では、豊の処理に苦慮している方が多い状況で、よく相談を受けております。そこで、豊のごみ出しについて、下記のとおり変更いたします。

通常的な粗大ごみ排出方法

- ・豊は、一般廃棄物処理施設へ持ち込むことで、処理をいたします。（裁断しなくても良い）
- ・ゴミステーションそばに置いても収集されませんので、ご理解願います。
- ・持ち込む時間は平日9時から16時までです。

その他の処理方法

- ・家屋解体時であれば、産業廃棄物扱いとなりますので、運搬処理許可業者で処理していただきます。

お問い合わせ 総務課住民グループ 環境衛生担当 (01634-8-7660)

海上保安庁職員募集について

海上保安庁では、令和6年4月採用の職員（海上保安学校学生）を募集します。

◇受付期間◇ インターネット：7月18日（火）～7月27日（木）

◇試験日程◇ 第一次試験：9月24日（日）

◇受験資格◇ 令和5年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び令和6年3月までに高等学校を卒業する見込みの者

◇海上保安庁職員採用のホームページアドレス及びQRコード◇
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

◇お問い合わせ◇ 詳細については、稚内海上保安部管理課
(TEL：0162-22-0118) までお問い合わせ
ください。



第8期総合計画

町民アイデア 「7つのアクション」 活動便り

育児と仕事の両立チームでは、旧松田商店で3月に開催した“くらしのマーケット”のなかで、助産師さんを招き、さまざまなテーマでおはなし会を実施しました。

育児と仕事の両立

テーマ 子育てと仕事の両立、働き方改革

子育てと仕事を両立する日常のなかで、最近おどろいたり、何かハッとした瞬間はありましたか？

思い返すと、平日は特に忙しく、**自分一人きりの時間**はトイレの中だけかもしれない…



一人きりの時間は15分だけでも作れるといいよね。一人になる時間を作っていいんだよ！（先輩ママ）

今が一番子育ての楽しい時期だと思うが、一人になる時間も作っていいと言ってもらえると安心する。



アロママッサージ、ぜひ体験したい！小さい子どもがいる親も体験できるように町の取り組みと連携していけるといい。



子どもと離れたときに**だっこやおんぶをしていないのに、揺れている**自分がいて驚いたことがあった。（先輩ママ）

わかる!!!

わかるー！

こんなサポートがあったら嬉しい！
というものはありますか？

ご飯をつくってもらえると嬉しい！

ご飯のニーズは、高齢者にもありそう。ファミサポの仕組みも組み合わせたい。

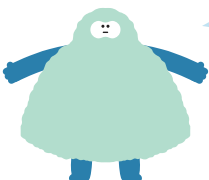
■助産師 齋藤さん・青木さんより……

お母さんが赤ちゃんを抱っこするように、私たちがお母さんたちをハグしてあげたいと思っています。ちょっとした相談はもちろんですが、お茶をしに来る感覚で、気軽に保健センターに来てもらえると嬉しいです。

■今後の展開

のびのび支援員※やファミサポの取り組みとコラボレーションする方法を検討しながら活動を展開していきたいと考えています。

あだな
かます



※保健センターのびのびルームにのびのび支援員がいる日は、お子さんの預かりが可能だよ。詳細は、保健センターまで確認してね！

TEL. 01634-6-1995



保健福祉課の
Instagramでも
確認できます。

ご案内



7つのアクションの最新情報をお伝えするInstagram始めました！



ワイン づくりへの 挑戦

File.4



試験栽培ほ場の作業および生育状況

今月は、試験栽培ほ場の5月～6月の栽培作業および、生育状況をご報告します。

5月は本町でのブドウ栽培における難点の一つである、春の遅霜による冷霜害の対策として、燃焼法を実施しました。ブドウの芽は寒さに弱く、低温にさらされると生育が遅れ収量に影響を及ぼすばかりか、最悪の場合、ブドウの木が枯死してしまうこともあります。今年は3月、4月の気温が高めだったことも影響し、芽吹きが早かった『清舞』という品種において冷霜害の被害が見られました。

本町の場合、芽から葉っぱが開く6月上旬頃まで、気温が氷点下を下回ることがあるため、ブドウの木を寒さから守る必要があります。このため本町では過去に不織布で木を覆う方法も試していましたが、現在では燃焼法という方法を試験的に実施し、ほ場内で薪を燃やしてブドウを寒さから守っています。気温は夜遅くから明け方にかけて低くなるため、火を絶やさぬよう一晩中薪をくべなければならず、夜を徹しての作業となります。

6月に入っても低温が続き、遅霜の危険がありました。幸い霜が降りるまでには至らず、霜による被害はありませんでした。

6月中旬には遅霜の危険性がなくなったことから「芽かき」を行いました。「芽かき」は芽の数を減らすことでブドウの収量と品質を向上させるために行い、翌年の栽培にも影響を及ぼす大事な作業です。

その後は比較的天候にも恵まれ、6月下旬には本町の主力品種である『山幸』から開花が始まりました。花は一週間ほど咲いたあと受粉して実となります。霜の被害がみられた『清舞』もやや遅れながら順調に新しい枝を伸ばしています。

これからもブドウの成長や作業の状況をお知らせしていきますので、ぜひ広報をチェックしてください。素敵なブドウが実る日を一緒に楽しみましょう！

醸造用ブドウの苗木定植体験会を開催しました

6月17日に松音知地区の商業用ほ場にて、醸造用ブドウの苗木定植体験会を行いました。多くの方にご参加いただきありがとうございました。今後もほ場での見学体験会を予定して参りますので、ぜひご参加ください。

お問い合わせ 産業課 産業グループ (01634-8-7662)

